

# 遠野市プレミアム付商品券取扱注意事項

令和元年9月9日  
遠野市

## (商品券)

### 1 額面

1枚500円のみを発行しております。

### 2 利用期間

令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

\*利用期間終了後は無効ですのでご注意ください。

### 3 おつりの支払い

支払う必要はありません。

### 4 商品券を利用できないもの

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税及び使用料などの公租公課

## (換金手続)

### 1 換金期間

令和元年10月1日(火)～令和2年4月30日(木)

\*換金期間終了後は換金できませんのでご注意ください。

### 2 換金請求先

遠野市プレミアム付商品券換金事務委託業者

遠野すずらん振興協同組合(以下「組合」という。)

〒028-0522 遠野市新穀町5番13号 Tel:0198-62-0575

### 3 換金手続

- (1) 商品券取扱店は、利用者から受け取った商品券裏面の取扱店欄に店名記入のうえ、換金請求書(様式第8号)及び特定事業者登録証明書の写しとともに、組合事務所に持参し、請求して下さい。

- (2) 商品券取扱店から提出された商品券について、遠野市所定のものかどうかチェックし、枚数、裏面の取扱店の表示を確認の上、金額を明記した預り証（様式第9号）を組合が商品券取扱店に発行します。
- (3) 予め定めた振込日に換金金額を商品券取扱店の指定口座へ組合が振り込みます。
- (4) 第2回目以降の換金請求時には、特定事業者登録証明書の写しの添付は不要です。

#### 4 口座振込

原則月3回の振込とします。

- ① 1日～5日請求分 原則10日
- ② 6日～15日請求分 20日
- ③ 16日～25日請求分 月末
- ④ 26日～月末請求分 翌月10日

##### \*最終振込

令和2年4月30日（木）締切 令和2年5月8日（金）振込

\*別紙「振込日一覧表」をご覧ください。

#### 5 振込先金融機関

取扱事業者登録申請書に記入した金融機関とします。

#### 6 振込手数料

金融機関が定める振込手数料は遠野市が負担します。

お問い合わせ先	遠野市 産業部 商工労働課 プレミアム付商品券担当(とびあ庁舎2階) 主任 沖舘 譲、主任 菊池 正 〒028-0592 遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111 (内線 534・535)
---------	--